

# 「とくしま安<sup>2</sup>農産物（安<sup>2</sup>GAP）」認証制度について

## 1 はじめに

「とくしま安<sup>2</sup>（あんあん）農産物（安<sup>2</sup>GAP（ギャップ）」認証制度は、消費者の皆様へ安全・安心な徳島県産農産物をお求め頂くために、徳島県が農産物の生産・品質管理体制（農場）を検査し、認定する制度です。

本制度では、ヨーロッパを中心として、世界的にその取り組みが進んでいるGAP（Good Agriculture Practice：農業生産工程管理）の考え方と農場管理手法を取り入れ、「食品安全」の他、「環境保全」や「労働安全」等に配慮した農業生産活動を認証しています。

### ※GAPとは

「後始末より未然防止」の考え方を基本とし、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。

この認証制度に取り組むことによって、農産物の安全性確保に加え、環境への負荷低減や作業者の安全性確保、コストの縮減、品質の向上が図られます。また、安全安心で環境に優しい農産物が生まれ、生産者と流通販売者・消費者との間の確かな信頼の架け橋となります。

## 2 「とくしま安<sup>2</sup>農産物（安<sup>2</sup>GAP）」認証制度の概要

○ 具体的な取組事項と内容を定めた「適正管理規準」は、「野菜」、「果樹」、「水稻」、「麦」、「その他穀類」、「茶」及び「きのこ（菌床、原木）」の7作物で、国の「GAPの共通基盤に関するガイドライン」に準拠し、策定しました。

○ 取組事項（管理点）は重要度によって、「必須」、「重要」、「推奨」に分類しています。

- ・ 必須：法令遵守等の観点から、欠かすことのできない管理点
- ・ 重要：GAPの実践のため、重要な管理点
- ・ 推奨：より高いレベルのGAP実践のため、取組みが望まれる管理点

○ 認定は、基本と優秀の2段階あり、それぞれ下記の管理点を満たすことが要件です。

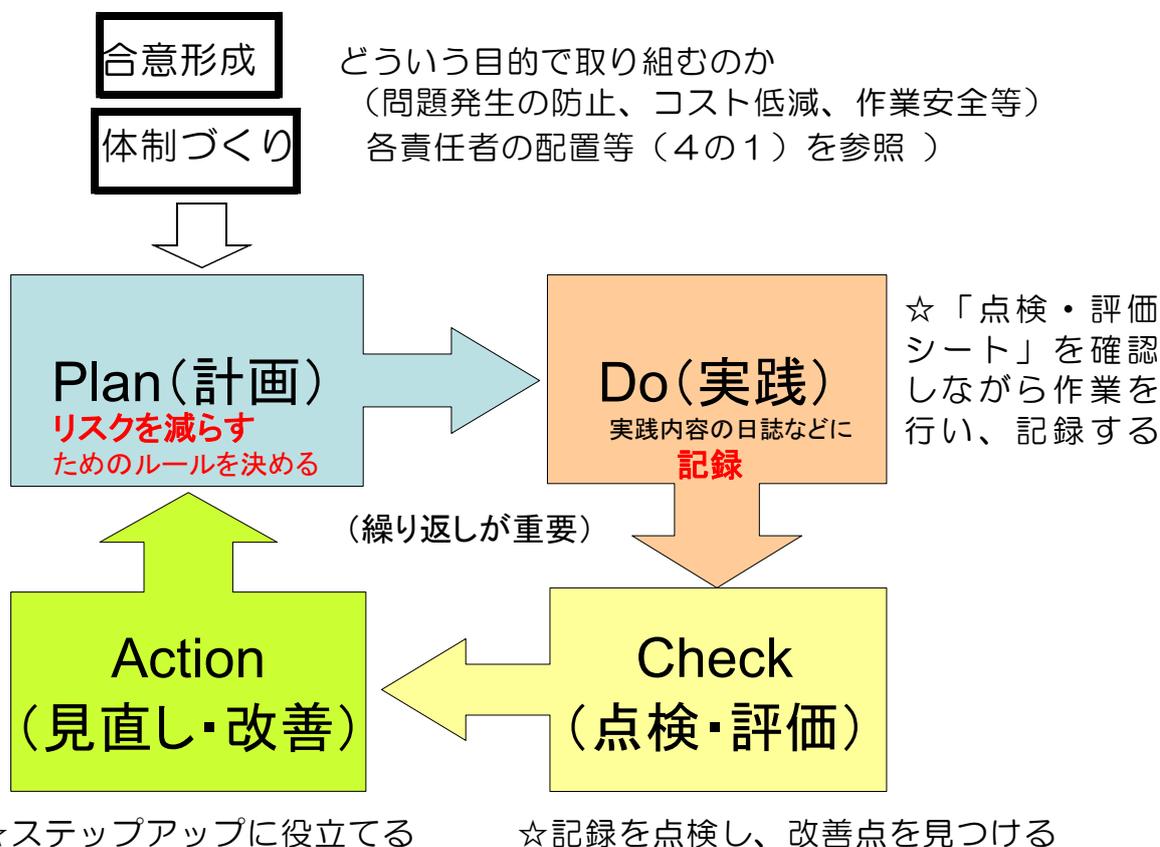
- ・ 基本認定：「必須」の管理点
- ・ 優秀認定：「必須」及びGAPの実践に重要な「重要」の管理点

例：「野菜」での管理点（分野別数）

管理点（取組事項）	食品安全	環境保全	労働安全	品質管理 等	合 計
基本認定 (必須)	14	3	7	15	39
優秀認定 (必須+重要)	31	18	17	18	84

- また、認定者を対象に、化学農薬と化学肥料を5割以上削減して生産した「特別栽培農産物」についても併せて認定します。

### 3 GAP導入・実践の流れ



### 4 具体的な取組事項

#### 1) 生産・品質管理体制の整備

生産管理を行う責任者として、栽培責任者と確認責任者を、品質管理を行う責任者として、品質管理責任者を設置してください。それぞれの責務は以下のとおりです。

- 栽培責任者
  - ①個人の場合は、栽培計画の作成と適正管理規準に従った実践及び自己点検を行い、工程管理の改善を行う。
  - ②団体の場合は、生産者の代表として確認責任者と協力し、栽培計画を作成する。
- 確認責任者
  - <個人の場合>  
原則、設置の必要はない。(ただし、特別栽培の場合は必須。)
  - ※特別栽培農産物の生産においては、栽培の管理方法を調査し、管理等にかかる記録内容を確認する者であって、栽培責任者による管理等について、必要に応じ指導を行う者をいう。

<団体の場合>

- ①生産計画を作成するとき、栽培責任者に協力する。
- ②出荷開始前に各生産者の防除履歴の点検及び農薬の適正使用の確認を行う。
- ③生産者が自己点検を行うためのチェックリストの作成や生産者の自己点検の確認及び生産者に対する巡回指導による実地確認・改善指導を行う。
- ④共同利用施設・機械等の管理を行う。

注：栽培責任者と確認責任者は兼ねることはできません。

○ 品質管理責任者

- ①確認責任者と協力し、出荷計画を作成し、選別・出荷の管理を行う。
- ②出荷後には、消費者等からの問い合わせ窓口として、適切に対応する。
- ③食品事故等への対応を、速やかに行う。

**2) GAPによる適正な生産管理**

食品安全<sup>1)</sup>、環境保全<sup>2)</sup>、労働安全等<sup>3)</sup>に配慮した生産管理の計画をたて、それに沿って農作業を実践・記録し、その結果をもとに点検・評価、見直し・改善を行ってください。

- 1) 食品安全：農薬の適正使用、農薬のドリフト対策、農薬残留検査、放射能検査、選別・調整・出荷に係る作業者の衛生管理 など
- 2) 環境保全：廃プラスチックの適正な処理、使用済み資材の適切な保管、特定外来生物の適正利用 など
- 3) 労働安全：農薬散布時の防除衣等の着用、燃料・農薬・肥料の適切な保管、農業機械等の定期的な点検・整備・清掃、法規制のある作業に必要な資格等の取得 など

## 5 申請手続き

**認定を申請できる者**

徳島県内に在住し、県内のほ場等で農産物を生産する生産者（組織）です。

**対象品目**

野菜、果樹、水稻、麦、その他穀類、茶及びきのこの生産工程を対象とします。

(特別栽培農産物については、県慣行レベルが策定された農作物とします。)

1品目1作あたり1アール以上生産していることが要件です。

「とくしま安<sup>2</sup>農産物（安<sup>2</sup>GAP）認証制度」に認定された農産物を原材料に100%使用し、搾る・干すなどの加工工程が簡易なもので、農産物の生産と一体となった管理体制である等、必要な条件を満たした場合は、加工品に認証マークを表示することができます。

## 申請書類

- ① 申請書（様式第1号）
- ② 生産・品質管理体制（様式第2号）
- ③ 適正管理規準 点検・管理シート
- ④ 生産計画（様式第3号）

注：申請は、原則として栽培開始前とします。

## 6 審査・認定・登録

- 申請を受付後、検査員による現地検査を実施し、その結果をもとに審査会を開催します。
- 審査会は年4回開催し、受付時期によって、およそ次のようになります。

	申請受付期間	審査会	認定
第1回	3～5月	8月下旬	8月末
第2回	6～8月	11月下旬	11月末
第3回	9～11月	2月下旬	2月末
第4回	12～2月	5月下旬	5月末

- 審査会において「可」と判定されれば、認定・登録となります。

## 7 認定後の検査と報告

### 【出荷終了後】※次作の生産計画と同時に提出

実績報告（内部（自己）点検の実施結果）を提出  
（様式第9号、適正管理規準 点検・管理シート）

### 【栽培開始前】※実績報告と同時に提出

生産計画を提出（様式第3号）

### 【出荷開始前】

- ① 農薬適正使用確認書（様式第8号）（防除履歴が必要）
- ② 農薬残留分析結果の写し を提出
- ③ 放射能検査の実施

### 【出荷期間の半分を経過した頃】

現地検査の実施（随時）

### 【問い合わせ】

徳島県農林水産部もうかるブランド推進課 六次化・エシカル担当  
TEL 088-621-2375